

京都市「飲酒」に関する取組について

1 京都市飲酒に関する行動指針の概要（平成 25 年 3 月策定）

基本方針

- ・ 未成年者及び妊産婦の飲酒を防止することにより、次世代（＝青少年・子ども）の健康の確保に取り組む。
- ・ 急性アルコール中毒・生活習慣病の発症リスクに着目した適正飲酒を推進することで飲酒習慣の改善を図り、循環器疾患、肝臓障害等の生活習慣病の予防を推進する。

具体的な取組

- ・ 未成年者の飲酒の防止：飲食店との連携による未成年の飲酒防止の啓発 等
- ・ 妊産婦の飲酒の防止：関係団体との連携による啓発 等
- ・ 適正飲酒の推進：成人学生への適正飲酒啓発の推進 等

【数値目標】

目標項目	現状 (平成 20～23 年度)	目標値 (平成 29 年度)	最新値 (平成 25 年度)
未成年者(15～19 歳)の飲酒する者の割合 ※思春期に関する意識調査	28.3% ※平成 20 年度	0%	19.5%
妊娠中に飲酒する者の割合 ※母子健康手帳交付時調査	9.9% ※平成 23 年度	0%	参考：3.9% ※母子保健に関する意識調査
生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合 ※京都市国民健康保険特定健康診査	男性：13.7% 女性：8.5% ※平成 23 年度	男性：12.6% 女性：7.9%	男性：13.9 % 女性：8.8 %

2 アルコール対策に関する法律について

アルコール健康障害対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、アルコール健康障害対策の基本となる事項等を定めたアルコール対策基本法が平成 26 年に施行された（別紙 2 参照）。

3 妊産婦へのアルコール対策

妊産婦に面接、訪問する際（①母子健康手帳交付時、②妊婦訪問、③赤ちゃん（新生児～4 か月）訪問）に飲酒習慣の有無を把握し、状況に合わせた保健指導を行っている。

4 適正飲酒の啓発（平成 27 年度からの取組）

- ・ 成人式会場において、「たばことお酒」ハンドブック（アルコールパッチテスト付き）をお祝い袋に入れ配布している。（1, 500 部）。
- ・ 京都府赤十字血液センターと連携し、大学で実施する献血の際に「たばことお酒」ハンドブックを配布している。（平成 27 年 12 月末時点：438 部）。

5 こころの健康増進センターにおける取組（別紙１）

6 今後の「飲酒」に関する取組の方向性

「アルコール健康障害対策基本法」施行の「アルコール健康障害対策推進基本計画」（別紙２）等、国や京都府の動向を踏まえつつ、各関係機関と連携のうえ、取組内容を検討し、必要な施策を実施していく。

保健福祉局こころの健康増進センターにおける
平成 27 年度 of 取組状況及び平成 28 年度 of 取組予定

こころの健康増進センターとは：法律によって都道府県及び政令指定都市に設置が定められている精神保健福祉センター。精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及，調査研究，並びに相談等を行う。

1 知識の普及

(1) アルコールと健康を考えるセミナー（別添）

毎年，京都府及び NPO 法人京都府断酒連合会との共催で，一般市民への啓発や関係機関職員への研修を目的として開催している。平成 27 年度は「女性のアルコール依存症 今とこれから～生き先を照らすもの～」をテーマに成増厚生病院・後藤恵診療部長の講演，小学生による「ボクのことわすれちゃったの？ーお父さんはアルコール依存症（京都弁 Ver.）ー」絵本朗読等を実施。

参加者 145 名。（平成 28 年度は，内閣府事業「アルコール関連問題啓発週間における啓発フォーラム」として 11 月 13 日（日）に開催予定）

(2) 精神保健福祉実践研修会

毎年，関係機関職員への研修として開催しているもので，平成 27 年度は「今日からはじめる節酒指導～理論と実践～」をテーマに「アルコール問題への早期介入について」たて内科クリニック・館雅之院長と「脂質異常症外来における HAPPY プログラムの取り組み」京都医療センター・河口八重子管理栄養士の講義を実施。

参加者 28 名。（平成 28 年度は未定）

HAPPY プログラムとは
多量飲酒者の飲酒量低減と受診を目指した早期介入手法

(3) こころここ No.40（平成 28 年 3 月発行）（別添）

年 2 回発行の機関紙。今号の特集は「ハタチになったら知っておきたい アルコールとの上手な付き合い方」をテーマに，交通局及び京都学園大学とのコラボ企画として「太秦その」と「太秦麗」を登場させ，二人のやりとりを通してアルコール・ハラスメントへの対処法やリスクの少ない飲酒量等について紹介している。（平成 28 年 9 月号は未定）

(4) マンガで解説 アルコール依存症

アルコール依存症やその治療について解説した小冊子。平成 25 年 3 月発行、現在配布中（平成 28 年度も配布継続）。

(5) HP や Facebook 上での啓発

(今後も随時、取り上げていく)

われらは京都市ゲートキーパーズ！！
作成者: Keisuke Nakamura [?] · 3月9日 11:18 ·

「依存性の強い物質トップ5」

依存について、立て続けの投稿です。1位はヘロイン。3位のコカインを抜く2位の物質は、違法でもなく、身近に親しまれているものですが、「使用者と社会に対して有害な物質」としては堂々の1位。違法薬物に勝るとも劣らないほどの依存性・有害性が高い「薬物」として認識を、社会で共有したいものです。さて、2位はいったい何だと思いませんか？

<http://buzzap.jp/news/20160308-most-addictive-drugs/>



世界で最も依存性の強い物質ベスト5、あの身近な嗜好品もランクイン | BUZZAP! (バザップ!)

世界で最も依存性の強い物質ベスト5、あの身近な嗜好品もランクイン 2016年3月8日12:27 by 深海 | カテゴリー ライフ | タグ ドラッグ, 人間, 健康 ツイート...

BUZZAP.JP

リーチ1817人

投稿の広告を出す



2 相談・診察（アルコールに関することを主としたもの）

【 】内は平成 26 年度

(1) こころの健康増進センター実施分

(平成 27 年 12 月末)

- ・電話相談（2 回線）延 91 件/4,455 件 【26 年度：延 126 件/5,254 件】
- ・相談員による相談 延 15 件/224 件 【26 年度：延 11 件/334 件】
- ・専門外来等での相談・診察 延 31 件/159 件 【26 年度：延 21 件/214 件】

(2) 保健センターにおける「精神保健福祉相談」でのアルコール相談

(平成 27 年上半期)

- ・ 嘱託医による相談 延 13 件/728 件 【延 38 件/1494 件】
- ・ 訪問指導 延 32 件/1139 件【延 58 件/2140 件】
- ・ 面接相談 延 27 件/1368 件【延 126 件/2880 件】
- ・ 電話相談 延 70 件/3801 件【延 131 件/8239 件】

3 アルコール依存症者（疑い含む）の家族のための勉強・交流会

- ・ 家族教室（年 1 クール，全 5 回）延 15 名 【26 年度：延 22 名】
- ・ 家族ミーティング（月 1 回） 延 63 名/全 9 回 【26 年度：延 80 名/全 10 回】
（平成 28 年度中にこれらを改編し，「薬物・アルコールの問題を抱えた方の家族のための心理教育プログラム」（月 1 回）として統合予定）

アルコールや薬物の依存症者は本人が問題を認めにくく，先に困る家族に病気や本人への対処について学ぶ機会が必要である

女性のアルコール依存症 今とこれから ～生き先を照らすもの～

男性に比べ
生まれつき
アルコール分解
能力が低い

中高生の
飲酒割合
女子の下げ幅
少なく男子を
逆転

女性向け
アルコール飲料
広告の増加

20～30代
女性の
習慣飲酒の
増加

妊娠中の
飲酒率8.7%

妊娠中
飲酒の30%に
胎児性アルコール
症候群

飲酒により
乳がんの
リスク1.8倍

高齢での
依存症発症
リスクは
男性の3倍



女性のライフスタイルの変化に伴い、飲酒の機会が増え、**女性のアルコール依存症者はここ10年で約2倍**となりました。女性依存症者の場合、クロスアディクションや摂食障害、家族の問題等を併せ持つことが多いと指摘されています。女性のお酒との付き合い方や依存症となった後の新しい生き方について一緒に考えてみませんか？

日時

平成27年 **8月30日** 日 13:00～16:45
(開場 12:30)

会場

京都商工会議所 (中京区烏丸通夷川上る少将井町240)

地下鉄・烏丸線「丸太町」駅下車 南6番出口が当ビル地階に直結
京都市バス、京都バス「烏丸丸太町」下車、烏丸通りを南へ

内容

講演「女性の生き方とアルコールとの関係を考える」

後藤 恵 氏 (成増厚生病院・診療部長)

- 絵本「ボクのことわすれちゃったの?—お父さんはアルコール依存症—(京都弁Ver.)」朗読
木津川市立加茂小学校 3年 山本瑞穂君
- 自助グループ等による体験発表・ブース紹介

申込

直接会場へお越しください(定員300名、先着順、無料)



● 会場へは地下鉄や市バス等、公共交通機関をご利用下さい

発行：京都市こころの健康増進センター
相談援助課

発行年月：平成27年7月
京都市印刷物第 274289 号

託児

生後6ヶ月から就学前のお子様対象(先着10名)。8月14日(金)までに下記申込先まで
電話かFAX(氏名と連絡先を明記。折り返しご連絡します)でお申込下さい。

申込先：京都府精神保健福祉総合センター相談指導課
TEL 075-641-1810 FAX 075-641-1819



京都市
CITY OF KYOTO





ごとう めぐみ

後藤 恵 氏・プロフィール

京都府立医科大学卒業。1991から1994年まで、ロンドン大学精神医学研究所において嗜癖行動学や家族療法、認知行動療法、地域医療、児童精神医療等を学ぶ。帰国後は高月医院、東京足立病院、成増厚生病院においてアルコール医療に携わる。2003年に成増厚生病院の診療部長に就任。2014年からは都立松沢病院で依存症外来も担当している。その他、翠会ヘルスケアグループ精神医学研究所副所長、日本アルコール精神医学会評議員、AA日本A類(専門家)常任理事も務めている。



断酒会 とは

昭和33年に誕生した酒害者(お酒に悩む人達)による酒害者のための自助組織です。断酒例会に出席して、会員一人一人が酒害体験と自分自身を率直に語っています。断酒例会では、会員同士は完全に平等の立場で、そこには身分、職業、性別の差は一切存在しません。断酒例会で語り、聴くことで自分と酒の関係がはっきりと見え、共通の悩みを持った者同士の信頼関係が生まれます。そこで、断酒に踏み切り、断酒を継続する努力を始めるのです。断酒を継続することで、新しい人生を創り、力強く生きていくのだという自覚と自信が湧いてくるのです。夜の断酒例会に参加しにくい女性酒害者(アメシスト)にはアメシスト会があり、昼間に例会を開催し、他府県との交流も深めています。

AA とは

AA (Alcoholics Anonymousの略)とは自分自身に飲酒の問題があると認めて、その問題から回復しようという人たちの自主的な男女の集まりです。メンバー登録や会費は必要ありません。各地で開かれているAAミーティングに来ていただくだけでメンバーです。女性だけのミーティングなどもあります。ミーティングに出席し、回復プログラムである12のステップを実践することで飲まない生き方を続けています。

京都マック とは

京都マックでは、アルコール・薬物・ギャンブル・摂食障害・買い物・クレプトマニア(盗癖)等々の依存症のリハビリセンター(アディクションセンター京都マック)・グループホーム(にこにこハウス)・相談支援事業所(サポートセンター京都マック)を運営しています。また女性のスタッフも多く、女性ならではの生き辛さや様々な問題も一緒に考え支援しています。ひとりで悩まず、まずお気軽にお立ち寄り下さい。

主 催 京都市・京都府・NPO法人京都府断酒連合会

後 援 京都府臨床心理士会、京都精神保健福祉士協会

お問合せ

●京都市こころの健康増進センター相談援助課 TEL 075-314-0355 FAX 075-314-0504

●京都府精神保健福祉総合センター相談指導課 TEL 075-641-1810 FAX 075-641-1819

アルコール健康障害対策基本法について

基本認識

酒類が国民の生活に豊かさや潤いを与えるものであるとともに、酒類に関する伝統と文化が国民の生活に深く浸透している一方で、不適切な飲酒はアルコール健康障害の原因となり、アルコール健康障害は、本人の健康の問題であるのみならず、その家族への深刻な影響や重大な社会問題を生じさせる危険性が高い

定義

アルコール健康障害：アルコール依存症その他の多量の飲酒、未成年者の飲酒、妊婦の飲酒等の不適切な飲酒の影響による心身の健康障害

基本理念

アルコール健康障害の発生、進行及び再発の各段階に応じた防止対策を適切に実施するとともに、日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援

飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮

責務

国・地方公共団体・国民・医師等・健康増進事業実施者の責務とともに、事業者の責務として、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止に配慮する努力義務を規定

アルコール関連問題啓発週間

国民の間に広くアルコール関連問題に関する関心と理解を深めるため、アルコール関連問題啓発週間（11月10日から同月16日まで）を規定

アルコール健康障害対策推進基本計画等

アルコール健康障害対策推進基本計画：内閣総理大臣が関係行政機関の長と協議するとともに、アルコール健康障害対策関係者会議の意見を聴いて、案を作成し、法施行後2年以内に閣議決定

都道府県アルコール健康障害対策推進計画：都道府県に対し、策定の努力義務を規定

基本的施策

教育の振興・不適切な飲酒の誘引の防止・健康診断及び保健指導・アルコール健康障害に係る医療の充実等・アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等・相談支援等・社会復帰の支援・民間団体の活動に対する支援・人材の確保等・調査研究の推進等を規定

アルコール健康障害対策推進会議・関係者会議

内閣府、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、警察庁その他の関係行政機関の職員をもって構成し、連絡調整を行うアルコール健康障害対策推進会議の設置を規定

アルコール健康障害対策推進会議の連絡調整に際して、専門家、当事者等の意見を聴くアルコール健康障害対策関係者会議の設置を規定

※ 法律の施行当初は、内閣府において基本計画の策定及び推進に関する事務を所掌し、基本計画の策定後3年以内に当該事務を厚生労働省に移管

アルコール健康障害対策推進基本計画の概要（案）

参考資料

基本理念

- 発生・進行・再発の各段階での防止対策／当事者やその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むための支援
- アルコール健康障害に関連して生ずる飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題に関する施策との有機的な連携への配慮

基本的な方向性

- 正しい知識の普及 及び 不適切な飲酒を防止する社会づくり
- 誰もが相談できる相談場所と、必要な支援につながる相談支援体制づくり
- 医療における質の向上と連携の促進
- アルコール依存症者が円滑に回復、社会復帰するための社会づくり

第1期基本計画で取り組むべき重点課題

（計画対象期間：平成28年度から平成32年度まで）

- 飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、将来にわたるアルコール健康障害の発生を予防

- (1)特に配慮を要する者に対する教育・啓発
※未成年者、妊産婦、若い世代
- (2)アルコール依存症に関する正しい知識・理解の啓発

- アルコール健康障害に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備

- (1)アルコール健康障害への早期介入
- (2)地域における相談拠点の明確化
- (3)アルコール健康障害を有している者とその家族を、相談、治療、回復支援につなぐための連携体制の推進
- (4)アルコール依存症の治療等の拠点となる専門医療機関の整備

基本的施策

①教育の振興等

②不適切な飲酒の誘引の防止

③健康診断及び保健指導

④アルコール健康障害に係る医療の充実等

⑤アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等

⑥相談支援等

⑦社会復帰の支援

⑧民間団体の活動に対する支援

⑨人材の確保等

⑩調査研究の推進等

その他推進体制等

関連施策との有機的な連携

都道府県における都道府県推進計画の策定

基本計画策定後3年以内に、厚生労働省に移管

実態把握とともに第2期に向け数値目標の設定について検討

アルコール健康障害対策推進基本計画(第1期) におけるポイントについて (案)

計画対象期間：平成28年度～平成32年度

発生予防		→	進行予防		→	再発予防
重点課題	1. 飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、将来にわたるアルコール健康障害の発生を予防		2. アルコール健康障害に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備			
	○飲酒に伴うリスクに関する知識等を普及し、国民自らが発生を予防 ○酒類関係事業者等と連携し、社会全体で不適切な飲酒の誘引を防止等		○地域における相談拠点を明確化した上で、関係機関の連携体制を構築等		○地域におけるアルコール依存症の治療等の拠点となる専門医療機関の整備を促進等	
数値目標	①生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合の減少 【男性：13.0% 女性：6.4%（平成32年）】 （参考）男性：15.3% 女性：7.5%（平成22年） ②未成年者の飲酒をなくす ③妊娠中の飲酒をなくす （目標値は健康日本21（第2次）に準拠）		④地域における相談拠点 ⑤アルコール依存症に対する適切な医療を提供することができる専門医療機関 をそれぞれ1箇所以上定めている都道府県の数：47			
	なお、平成28年度以降も、アルコール依存症の実態把握に関する調査研究等を継続するとともに、第2期基本計画の数値目標の設定について検討を進める。					
主な具体的施策 （平成28年度予算案）	○アルコール健康障害対策理解促進経費（16百万円） ○たばこ・アルコール対策推進費（29百万円の内数）等 ・本人への教育・啓発／周囲の大人への啓発 ・女性特有のリスク／依存症の正しい理解 ・広告の自主基準の見直し等の業界の取組		○特定相談事業費（40百万円の内数） ・相談拠点に求められる役割等を都道府県へ提示 ・各都道府県で、関係機関の役割を整理し、地域の実情に応じた協力体制を構築		○依存症治療拠点機関設置運営事業費（11百万円） ・専門医療機関が備えるべき機能の検討 ・平成28年度中に結果を取りまとめ、都道府県に提示	